

江蘇省高級人民法院
民事、行政上訴案件の移送の若干の問題
に関する規定

2010年12月28日採択

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

上海事務所 知識産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

江蘇省高級人民法院
民事、行政上訴案件の移送の若干の問題に関する規定

(2010年12月28日江蘇省高級人民法院裁判委員会全体委員会〔10〕第44回会議にて討議採択)

民事、行政上訴案件の移送業務をより一層規範化し、訴訟効率を高め、案件の速やかで公正な審理を確保するため、「中華人民共和國民事訴訟法」、「中華人民共和國行政訴訟法」、国务院「訴訟費用納付弁法」及び最高人民法院「案件審理期限制度の厳格執行に関する若干の規定」等の関係規定に基づき、全省の裁判所の民事、行政裁判業務の実情に照らし、本規定を制定する。

第一条 民事、行政上訴案件の移送、接收及び審査立件業務は遵法、秩序、適時、高効率という原則に則らなければならない。一審裁判所と二審裁判所の間、裁判部門と立件部門の間においては、各自の職責を尽くし、相互協力、相互協調により、案件移送業務の効果的な運営を確保しなければならない。

第二条 一審裁判所が裁判を行った後、関連裁判廷は裁判文書を送達するほか、「上訴注意事項」、「上訴案件受理费納付督促通知書」及び上訴状、答弁状等の送達、受領査定業務に責任を負うものとし、かつ上訴案件資料が完備していることを検査した後本院の立件廷に統一的に移送する。

一審裁判所の立件廷は関連裁判廷の移送する上訴資料の審査を担当し、二審裁判所の立件廷に一括して報告、送付する。二審裁判所の立件廷は上訴案件の審査立件業務を担当する。

第三条 一審裁判所が民事、行政案件の当事者に裁判文書を送達する場合、法律が上訴可能と規定する案件については、同時に「上訴注意事項」を送達しなければならない。

「上訴注意事項」は上訴権限、上訴案件受理费の事前納付義務、費用納付基準、事前納付時期及び事前納付場所、期限超過後の上訴及び上訴案件受理费を事前に納付していない場合の法的結果等の内容を含まなければならない。

第四条 上訴人は人民法院に上訴状に提出すると同時に、国务院「訴訟費用納付弁法」等の関連規定に基づき上訴案件受理費を全額事前に納付し、かつ事前納付後3日以内に費用納付証憑の写しを一審裁判所の裁判廷に提出しなければならない。

第五条 一審裁判所の裁判廷は上訴状を受領した後、上訴状原本に受領専用印を押印し、裁判文書の送達期日、上訴人の上訴状送達（郵送を含む）期日及び一審裁判所の上訴状受領期日を明記しなければならない。

上訴人が不可抗力等の正当な理由によらずに期限を超過して上訴を提出した場合、上訴を提起していないものとみなし、一審裁判所の裁判廷は上訴人に書面による釈明書を発行し、上訴資料はもはや立件廷に移送してはならない。

第六条 一審裁判所の裁判廷は上訴人が法定期限内に提出した上訴状を受領した後、上訴請求に基づきその上訴期限内に上訴案件受理費を納付したか否かを審査する。

上訴人が上訴期限内に上訴案件受理費を事前納付していない、又は全額を納付していない案件については、上訴状が上訴期限内に受領されている場合、上訴期限満了の日から5日以内に上訴人に「上訴案件受理費納付督促通知書」を発送し、上訴人に通知書受領の日から7日以内に上訴案件受理費を全額事前納付する旨を通知しなければならない。上訴状が上訴期限満了後に受領された場合、受領の日から5日以内に上訴人に「上訴案件受理費納付督促通知書」を発送し、上訴人に通知書受領の日から7日以内に上訴案件受理費を全額事前納付する旨を通知しなければならない。

第七条 「上訴案件受理費納付督促通知書」は上訴案件受理費事前納付金額、事前納付期限、二審裁判所の住所、二審裁判所の取引銀行、口座番号及び取引銀行の具体的住所、期限超過後に納付しない場合の法的結果等の内容を含まなければならない。

第八条 上訴人は現地銀行を通じ、上訴案件受理費を二審裁判所の訴訟費用専用口座に振込むことができ、又は郵便為替により二審裁判所の訴訟服務中心に直接送金して納付することもできる。

第九条 上訴人又はその委託を受けて費用納付を代行する者が一審裁判所裁判廷に料金納付証憑の写しを提出する場合、料金納付証憑の写しに納付費用が上訴案件受理费であることを明記し、かつ一審案件の具体的案件番号及び当該上訴案件受理费を納付する上訴人の氏名又は名称を明記しなければならない。

第十条 当事者が法定期限内に上訴状を提出した場合、一審裁判所裁判廷は受領の日から5日以内に副本を相手側当事者に送達する。相手側当事者が答弁期限内に答弁した場合、一審裁判所裁判廷は受領の日から5日以内に答弁状の副本を上訴人に送達しなければならない。

第十一条 人民法院の法律文書は、当事者が一審の起訴及び答弁時に記入した「法律文書送達住所確認書」において確認した住所に送達することを、即ち送達とする。

送達を受ける者が自ら提供又は確認した送達住所が不正確であり、送達住所の提供を拒否又は送達住所の変更を速やかに人民法院に告知せず、かつ正当な理由がなく、法律文書の送達を受ける者による実際の受領が不可能となった場合、文書の差戻の日を送達の日をみなす。

第十二条 上訴人が法定期限内に上訴を提起し、かつ期日通りに上訴案件受理费を全額事前納付し、又は上訴案件受理费の納付延期、納付減額、納付免除の申請を提出し、かつ答弁期限満了済の案件につき、一審裁判所裁判廷は答弁期限満了の日から5日以内に下記の資料を一審裁判所の立件廷に引き継がなければならない。

- (一) 上訴案件移送書
- (二) 全ての記録資料
- (三) 一審裁判文書及び審理報告各5部
- (四) 法律文書送達住所確認書
- (五) 上訴状、答弁状の原本（未答弁の場合を除く）
- (六) 上訴案件受理费事前納付証憑又は上訴案件受理费の納付延期、納付減額、納付免除申請及び関連証明資料
- (七) その他移送を必要とする資料

当事者に対し上訴案件受理费の納付を督促している案件については、一審裁判所裁判廷はさらに「上訴案件受理费納付督促通知書」原本（控え）及び送達証明を併せて移送するものとする。

当事者が納付延期、納付減額、納付免除の申請を提出している案件につき、一審裁判所裁判廷は処理建議書を発行し、その他案件資料と併せて立件廷に移送しなければならない。

第十三条 上訴案件移送書は一審の案件番号、案件名称及び案件事由、上訴状及び答弁状副本の送達状況、上訴注意事項又は上訴案件受理费納付督促通知書の送達状況、上訴案件受理费の事前納付時期及び実際の事前納付金額、添付証拠物、裁判文書数、公文書数量等の各内容を含まなければならない。

第十四条 当事者が法定期限内に上訴を提起したが、督促期限満了に至ってもなお上訴案件受理费を全額事前納付しておらず、また納付延期、納付減額、納付免除申請を未提出である場合、一審裁判所裁判廷は期限満了の日から5日以内に下記の資料を立件廷に移送するものとする。

- (一) 一審の裁判文書、上訴注意事項、上訴案件受理费納付督促通知書の原本（控え）及び送達証明
- (二) 上訴状
- (三) 関連状況の説明

第十五条 一審裁判所立件廷は本院の裁判廷が移送した上訴案件資料につき、速やかに照合を行わなければならない。報告、送付条件に適合する場合、移送受領の日から10日以内に二審裁判所に報告、送付しなければならない。報告、送付条件に適合しない場合、不足資料を記載した明細を裁判廷に差戻し、補足を行わせなければならない。期限を超過して提出された上訴案件は、裁判廷に差戻して書面による釈明書を発行させなければならない。

第十六条 二審裁判所が一審裁判所の報告を送る上訴案件の関連資料を受領した後に、立件廷は速やかに審査を行わなければならない。資料が完備している場合については、5日以内に立件を行わなければならない。資料に不備がある場合については、2日以内に一審裁判所に通知しなければならない。一審裁判所は通知受領後5日以内に全てを補足し、かつ補足後5日以内に関係資料を二審裁判所に移送しなければならない。さもなくば二審裁判所は文書差戻し処理を行う。上訴人が規定期限内に上訴案件受理费を事前納付しておらず、また納付延期、納付減額、納付免除申請を未提出である場合、10日以内に自動的上訴取下げとして処理する旨を裁定しなければならない。

第十七条 二審裁判所立件廷は立件決定後3日以内に案件を裁判廷に移送して審理させなければならない。

第十八条 上訴人が規定期限内に提出した上訴案件受理費の納付延期申請につき、二審裁判所立件廷は一番裁判所が報告、送付した資料の受領7日以内に同意するか否かを決定し、かつ書面により上訴人に通知しなければならない。

立件廷は、上訴人の納付延期申請に同意した場合、決定を下した後5日以内に立件して裁判廷に移送し、かつ書面の書函により裁判廷に告知しなければならない。同意する納付延期期限は一般に1ヶ月半を上回ってはならない。

上訴人の納付延期申請に同意しない場合、立件廷は書面による通知において理由を説明し、かつ上訴人が通知受領の日から7日以内に上訴案件受理費を全額事前納付することを要求しなければならない。上訴人が規定期限内に全額事前納付していない場合、立件廷は規定期限満了後7日以内に裁定を下し、自動的上訴取下げとして処理しなければならない。

上訴人が提出した上訴案件受理費納付延期申請は、立件者が審査意見を提出し、合議制法廷に提出し、討論を行なわなければならない。合議制法廷が納付延期に同意した場合、裁判長に審査、認可を申請する。納付延期に同意しない場合、上訴人に直接書面により通知する。

第十九条 上訴人が規定期限内に上訴案件受理費の納付減額又は納付免除申請を提出した場合について、二審裁判所立件廷は速やかに審査、立件し、かつ裁判廷に移送しなければならない。裁判廷は移送受領後7日以内に審査し、同意するか否かを決定し、かつ上訴人に書面により通知する。

上訴人の納付減額に同意した場合、裁判廷は書面により、上訴人が通知受領後7日以内に納付すべき上訴案件受理費を全額納付する旨を通知しなければならない。

上訴人の納付減額申請に同意しない場合、裁判廷が上訴人に書面により通知し、上訴人が通知受領後7日以内に上訴案件受理費を全額事前納付することを書面にて通知しなければならない。

上訴人が規定期限内に全額事前納付していない場合、裁判廷は期限満了後7日以内に裁定を下し、自動的上訴取下げとして処理しなければならない。

上訴人が提出した上訴案件受理费の納付減額又は納付免除申請は、引受人が合議制法廷に提起して討論を行い、裁判長の審査、同意を得た後に、担当の裁判所長に審査、認可を申請しなければならない。

第二十条 立件時に当事者の上訴案件受理费の納付延期を許可した場合については、二審裁判所裁判廷は速やかに督促を行い、期限を超過してなお納付しない場合については自動的上訴取下げとして処理しなければならない。

第二十一条 上訴人が上訴案件受理费の納付延期、納付減額又は納付免除の申請が却下された後、再度納付延期、納付減額、納付免除を提起した場合、確実な理由が存在する場合を除き、一般には許可を与えない。

第二十二条 二審裁判所は審査を経て自動的上訴取下げ処理の裁定に確実に誤りがあると認めた場合、立件廷が「再終字」案件番号を設定して裁判監督廷に移送し、裁判監督手順に従い取り消し、二審手続の回復を裁定する。

二審裁判所の裁判監督廷は移送受領の日から 20 日以内に取消し裁定を下し、かつ取消し裁定を下した日から 3 日以内に一審裁判所に通知しなければならない。一審裁判所は通知受領後 10 日以内に全ての上訴資料及び公文書資料を二審裁判所に報告、送付して立件を行わせなければならない。

第二十三条 当事者が二審裁判所に上訴案件受理费の納付延期、納付減額、納付免除申請を直接提出した場合、二審裁判所は受領後に登記を行い、かつ 5 日以内に一審裁判所に引き継がなければならない。

第二十四条 上訴人が法定期限内に上訴を提起し、二審裁判所の立件前に再度上訴を取下げした場合、上訴不成立とみなす。上訴人が事前納付済の上訴案件受理费は、返還を行わなければならない。

上訴人が、一審裁判所が二審裁判所に案件を移送する前に上訴取下げを提起した場合、書面による訴訟取下げ申請を一審裁判所裁判廷に手交しなければならない。一審裁判所裁判廷は上訴人及びその他当事者に書面により通知しなければならない。上訴人の上訴は不成立とみなし、原審裁判に法的効力が発生する。上訴人が上訴案件受理费を事前納付済である場合、一審裁判所裁判廷はさらに訴訟取下げ状況書を発行し、訴訟取下げ申請と併せて二審裁判所に引き渡し、費用返還手続きを行う。

上訴人が、一審裁判所が二審裁判所に案件を移送した後に、上訴取下げを提起した場合、書面による訴訟取下げ申請を二審裁判所立件廷に手交するものとする。二審裁判所立件廷は書面形式により上訴人及びその他の当事者に告知しなければならない。上訴人の上訴は不成立とみなし、原審裁判に法的効力が発生する。

上訴人が事前納付済の上訴案件受理费は返還を行う。

第二十五条 「上訴案件受理费納付督促通知書」及び上訴人の訴訟費の納付延期、納付減額、又は納付免除の書面による通知は、郵送により送達する必要がある場合、すべて裁判所の特別郵便方式を採用する。

第二十六条 本規定は下達の日から施行する。本規定交付前に施行の蘇高法〔2000〕389号「民事、行政の上訴案件移送に関する事項の臨時規定」は廃止し、その他関係民事、行政上訴案件移送規定と本規定が一致しない場合、本規定に準ずる。